



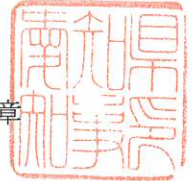
7一建第60-0201号
令和 7年 7月30日

岩倉市
鈴井町観音寺8-1

(有) 横井金属

横井 則文 様

愛知県知事 大村 秀章



一 般 建 設 業 に つ い て (許 可)

令和 7年 7月 9日 付けで申請のありました 一般建設業に
ついては、建設業法第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり
許可します。

記

許 可 番 号 愛知県知事 許可 (般一 7) 第77658号

許 可 年 月 日 令和 7年 7月30日

許 可 の 有 効 期 限 令和12年 7月29日

許 可 建 設 業 の 種 類

土木工事業
内装仕上工事業

(注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和12年 6月29日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)